

## 豊川流域治水協議会 規約

### (設置)

第1条 「豊川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、豊川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表一の職にある者をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省豊橋河川事務所長とする。
- 3 協議会の招集及び開催は会長が行う。
- 4 会長は、協議会構成員の申し出により、代理出席を認める。
- 5 会長は、協議会構成員の同意を得て、別表一の職にある者以外の者を参加させることができる。

### (幹事会の構成)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表二の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省豊橋河川事務所副所長とする。
- 4 幹事会の招集及び開催は幹事長が行う。
- 5 幹事長は、幹事会構成員の申し出により、代理出席を認める。
- 6 幹事長は、幹事会構成員の同意を得て、別表二の職にある者以外の者を参加させることができる。

### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 豊川流域で行う流域治水の全体像を検討及び共有。
- 2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4) その他、流域治水に関して必要な事項。

### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でないと考えられる資料等については、協議会の了解を得た上で公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

### (事務局)

第7条 協議会及び幹事会の庶務、運営及び開催時の進行を行うため事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省豊橋河川事務所調査課、愛知県建設局河川課とする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年8月28日から施行する。

令和3年2月19日改定。

令和3年3月25日改定。

令和4年3月7日改定。

別表－1 協議会構成員

機 関 名	構 成 員	備 考
	役 職	
豊橋市	市長	
豊川市	市長	
新城市	市長	
設楽町	町長	
愛知県	建設局長	
	農林基盤局長	
独立行政法人 水資源機構	豊川用水総合事業部長	
林野庁	愛知森林管理事務所長	
国土交通省	設楽ダム工事事務所長	
	豊橋河川事務所長	会長

オブザーバー

機 関 名	構 成 員	備 考
	部 署	
国立研究開発法人 森林研究・整備機構	森林整備センター 中部整備局	
農林水産省	東海農政局 農村振興部	
国土交通省	中部地方整備局 河川部	
	中部地方整備局 建政部	

別表－2 幹事会構成員

機 関 名	構 成 員	備 考
	役 職	
豊橋市	建設部 河川課長	河川
	都市計画部 都市計画課長	まちづくり
	上下水道局 下水道整備課長	下水
豊川市	建設部 道路河川管理課主幹	河川
	都市整備部 都市計画課長	まちづくり
	上下水道部 下水整備課長	下水
新城市	建設部 土木課長	河川
	建設部 都市計画課長	まちづくり
	上下水道部 整備課長	下水
設楽町	建設課長	河川
	企画ダム対策課長	まちづくり
	生活課長	下水
愛知県	建設局 河川課長	河川
	建設局 下水道課長	下水
	都市・交通局 都市基盤部 都市計画課長	まちづくり
	農林基盤局 農地部 農地計画課長	土地改良
	農林基盤局 林務部 森林保全課長	森林
独立行政法人 水資源機構	豊川用水総合事業部 管理課長	ダム管理
林野庁	愛知森林管理事務所 調整官	森林
国土交通省	設楽ダム工事事務所 副所長	河川
	豊橋河川事務所 副所長	幹事長・河川

オブザーバー

機 関 名	構 成 員	備 考
	部 署	
国立研究開発法人 森林研究・整備機構	森林整備センター 中部整備局	森林
農林水産省	東海農政局 農村振興部	農水
国土交通省	中部地方整備局 河川部	河川
	中部地方整備局 建政部	まちづくり・下水